

## 答申第15号

### 第1 審査会の結論

実施機関の、平成22年10月4日付け草職第〇〇〇〇号個人情報不開示決定（以下「本件不開示決定」といいます。）において、草加市個人情報保護条例（以下「本件条例」といいます。）第18条第1号（開示請求に係る個人情報に開示請求者以外の個人情報が含まれる場合であつて、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害すると認められるもの。）のみを理由として本件開示請求に係る個人情報を開示しないこととした決定は、後記「第5 審査会の判断」に述べるとおり、その理由付けの点で妥当ではないと判断しますが、本件個人情報開示請求に対し不開示とした決定は、結論において妥当であると判断します。

### 第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成22年9月21日付けで、実施機関に対し、平成17年に起訴された元助役の収賄事件に関し、裁判所が証拠採用した異議申立人の検察官面前調書（供述調書）の写しで、元助役から草加市が提供を受けたもの（以下「本件対象公文書」といいます。）に記録された自己の個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」といいます。）を行いました。
- 2 この請求について、実施機関は、異議申立人に対し、平成22年10月4日付け本件不開示決定において、開示請求に係る個人情報を開示しないとす  
る決定を行い、異議申立人に通知しました。
- 3 実施機関は、不開示と決定した理由として、本件不開示決定通知書に「元助役から提供を受けた供述調書には、元助役によるコメントが記述されており、また、供述内容に対して所々に下線が引かれているほか、特定の部分が四角形や丸で囲まれています。これらは、文字部分に重なっている部分もあり、完全に消去することは出来ません。また、これらは理由があつて元助役が記したものであり、完全に消去できない状態で開示することにより、元助役個人が着目している箇所などが開示されてしまうことになります。このため、草加市個人情報保護条例第18条第1号に該当するものとして、不開示とするものです。」と記載しました。

### 第3 異議申立人の主張趣旨

異議申立人の主張は、異議申立書及び意見書の内容を総合すると、次のとお

りです。

(1) 元助役が着目している箇所について

実施機関は、元助役個人が着目している箇所などが開示されてしまうことを理由に不開示としていますが、元助役が着目している箇所を知りたいわけではありません。元助役のコメント、下線、四角形や丸で囲まれた部分は可能な限り消去することができると考えます。仮に完全に消去できないとしても、それがどの程度、個人情報保護に当たるのか判断してほしいと思います。

(2) 汚職事件の重大性と再検証の透明性

実施機関は、本件対象公文書は、元助役が公にされることを想定しておらず、草加市が事件発生後に講じてきた対応策以外で行政として留意すべき対応策の検証のために提供を受けたと説明していますが、元助役は、今回の草加市の再検証に協力したことで、草加市が元助役の「無実・潔白の主張」を受け入れたとも受け取られかねない結果となっているような気がします（草加市は元助役に行政行為として不正はなかったと公表）。今回の元助役の「無実・潔白の主張」は、仮に控訴していれば公開された内容ではないかと思えますし、汚職事件の重大性と再検証の透明性からしても開示していただきたいと思えます。

(3) 個人で検察に対して開示を求められるものであるとのことについて

本件対象公文書は、異議申立人自らが検察に供述した調書であり、個人で検察に対して開示を求められるものであると説明していますが、草加市が元助役の協力を得て再検証に使用したものであるため、草加市に開示を求めたものです。

#### 第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、本件不開示決定通知書、理由説明書及び口頭説明の聴取内容を総合すると、次のとおりです。

本件対象公文書には、元助役によるコメントが記述されており、供述内容に対して所々に下線が引かれているほか、特定の部分が四角形や丸で囲まれています。これらは、文字部分に重なっている部分もあり、完全に消去することは出来ません。また、これらは理由があつて元助役が記したものであり、完全に消去できない状態で開示することにより、元助役個人が着目している箇所などが異議申立人に対して、開示されてしまうこととなります。

さらに、本件対象公文書や事情聴取した内容等は、元助役が情報公開等により公にされることを想定しておらず（別件の情報公開請求事案における実施機関からの第三者意見照会に対する元助役の意見書があります。）、草加市が事

件発生後に講じてきた対応策以外で行政として留意すべき対応策の検証のために提供を受けたものです。このため、本件対象公文書は、本件条例第18条第1号に該当するものと判断し、不開示としたものです。

また、異議申立人からは個人情報の不開示処分の取消しを求める理由として、元助役自身が着目している箇所を知りたいのではないとの理由が示されております。そのような理由であれば、異議申立人自らが検察官に供述した調書であり、検察庁に対して直接開示を求められるものであるため、その手続をもって入手することが可能です。完全にコメント等を消去することができない以上、不開示とすべきであると考えております。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査に当たっての基本的考え方

本件条例は、「自己の個人情報を管理する権利を保障し、個人の権利利益の保護を図るため、高度情報通信社会の進展に対応した個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、市が保有する自己に関する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、より公正で信頼される市政の運用に資することを目的とする。」（第1条）とうたい、あわせて「何人も、実施機関に対し、自己に関する実施機関の個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。」（第16条）としております。このことは、今日の高度情報通信社会において、自己に関する情報をコントロールする権利の重要性に鑑み、本件条例が自己情報コントロール権を具体的権利として保障したものとと言えます。したがって、本件条例の解釈・運用に際しては、「自己の個人情報を管理する権利」を最大限保障し、自己の個人情報の開示請求に対し、不開示の取り扱いをすることは厳格に必要最小限の範囲にとどめる必要があると考えます。

当審査会は、このような基本的考え方に立って判断することとします。

### 2 本件対象公文書の内容と性質

#### (1) 本件対象公文書の内容

本件対象公文書は、元助役の収賄事件において裁判所が証拠採用した異議申立人の供述調書の写しです。当審査会がインカメラ審査により確認したところによると、本件対象公文書は、印字された異議申立人の供述内容部分（以下「供述部分」といいます。）並びに最終ページの異議申立人、検察官及び検察事務官の署名部分とから構成されている供述調書それ自体の部分と、供述調書の主として余白部分に加えられた元助役の手書きによるコメント並びに供述部分の一部に元助役が書き入れた下線、四角囲み、

丸囲み及び段落ごとにその冒頭に加えられた通し番号（以下「元助役手書き部分」といいます。）から構成されています。なお、元助役手書き部分には、供述部分の印字と重なり合っている箇所があります。

(2) 供述部分の性質

供述部分のうち、異議申立人の草加市役所内における地位、所管業務へのかかわりについての認識、異議申立人の主観的な心情、異議申立人の自筆による署名などを記載した部分は、「開示請求者以外の個人情報」（本件条例第18条第1号）に該当するとはいえませんが、元助役その他の事件関係者の経歴や言動に言及した部分は、特定の個人を識別できる情報（本件条例第2条第3号）であり、「開示請求者以外の個人情報」に該当するといえます。

(3) 元助役手書き部分の性質

元助役手書き部分には、供述部分に関する元助役自身の感想及び四角囲みや丸囲みなどで強調が記されており、開示請求者である異議申立人以外の特定の個人を識別できる情報であるから、「開示請求者以外の個人情報」に該当するといえます。

3 本件条例第18条第1号該当性について

- (1) 本件条例第18条は、実施機関が保有する個人情報について原則として開示を義務づけている個人情報保護制度において、例外的に不開示とできる場合を限定列挙していますが、その第1号において「開示請求にかかる個人情報に開示請求者以外の個人情報が含まれる場合であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害すると認められるもの。」と規定しています。当該規定は、個人情報開示請求者の利益よりも第三者のプライバシー保護を優先して、第三者の個人情報を不開示とする内容です。そして実施機関は、元助役手書き部分が第三者の個人情報であることを前提として、元助役手書き部分が供述部分と重なっており完全には消去することができないことを理由として、本件条例第18条第1号に該当すると判断しました。

たしかに、元助役手書き部分のうち異議申立人自身の個人情報である供述部分と重なり合っている箇所については、元助役手書き部分を消去すると、必然的にそれと重なり合った供述部分も消去せざるを得ないこととなり、消去された部分が明らかとなることによって元助役が供述のどの部分を重要視していたかなど、元助役の思考の内容が明らかとなるため、供述部分と重なり合っている元助役手書き部分を消去して開示することは、「開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害す

る」ものと認められます。したがって、この点における、実施機関が行った不開示決定は妥当であると考えます。

しかし、他方で、元助役手書き部分が供述部分と重なり合っており、消去が容易である部分が相当程度存在しており、当該元助役手書き部分を消去し、一定程度を開示しても、「開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害する」ものとはいえないと思われる供述部分も存在しています。したがって、当審査会としては、実施機関が本件条例第18条第1号のみを理由として本件開示請求に係る異議申立人自身の個人情報の全部を不開示としたことは、妥当とはいえないと判断します。

また、前記2の(2)で述べたとおり、供述部分には、開示請求者である異議申立人以外の者の個人情報記録されているにもかかわらず、それを開示することにより、それらの第三者の正当な権利利益を害するかどうかの検討もなされておらず、この点においても、実施機関の決定の理由は妥当であるとはいえないと判断します。

- (2) 供述部分については、実施機関は、開示対象となる個人情報であることを前提として本件条例第18条第1号を適用していますが、そもそも、本件対象公文書は、元助役の収賄事件の訴訟終結後、草加市が事件発生後に講じてきた対応策以外で行政として留意すべき対応策の検証のために、元助役から事情を聴取した際、元助役から草加市に提供されたものです。

収賄事件における供述調書そのものは、刑事確定訴訟記録法にいう保管記録であり、本来であれば、草加市が写しを入手することはもちろん、閲覧さえ刑事確定訴訟記録法上の手続によっても必ずしも可能とはいえない性質の文書です。そして、刑事確定訴訟記録法は、公益的な見地から、法律によって認められた場合に閲覧制限を認めており、同法第4条第1項において、保管記録の閲覧を認めるか認めないかの判断をなし得るのは訴訟記録を保管している第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官である保管検察官のみとされています。

こうした刑事確定訴訟記録法の趣旨からすると、その趣旨は供述調書の写しにも及び、本件対象公文書の供述部分については本件条例第44条によって刑事確定訴訟記録法が優先され、本件条例は適用されないものと考えられます。そのため、当審査会としては、実施機関が、刑事確定訴訟記録法の趣旨についてなんら考慮することなく、本件対象公文書を開示対象となる個人情報に該当すると判断した点は、妥当とはいえないと考えます。

#### 4 まとめ

以上のとおり、当審査会は、実施機関が元助役手書き部分を本件条例第18条第1号に該当することのみを理由として不開示とした決定は、その理由付けの点で妥当ではないと判断しますが、本件請求に対し不開示とした決定は、結論において妥当であると判断します。

## 第6 付言

当審査会の判断は以上のとおりですが、実施機関が本件対象公文書を入手した手続について、付言します。

本件対象公文書は、上記のとおり、収賄事件の訴訟終結後、草加市が事件発生後に講じてきた対応策以外で行政として留意すべき対応策の検証のために、草加市が元助役から事情聴取を行った際、元助役から草加市に対して提供されたものであり、本人以外の者から個人情報収集した場合に該当します。この点、実施機関は、当審査会に対する口頭説明において、異議申立人の個人情報が本件条例第5条第3項ただし書第5号に該当すると判断した上、草加市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」といいます。）の平成13年答申第1号により意見聴取を省略することができる場合とされている「2 本人以外からの個人情報収集の承認基準」「(1)相談、陳情等」及び「(5)事務・事業の実施」に当たり、承認基準を満たしているため審議会の意見聴取は不要であると判断したため、元助役から本件対象公文書を受領したと説明しました。本件においては、本件対象公文書の提出を草加市が積極的に求めたものではない点及び事情聴取の場において元助役が草加市に任意に提出したものである点からすると、草加市が上記のような判断をして審議会の承認を得なかったことについては一応の理由があったと考えます。しかし、本件対象公文書が供述調書という刑事訴訟記録であったことからすれば、今後同種の情報を入手する際は、他の法令との関係についても検討を行い、慎重な手続をふむことを求めます。

また、実施機関は、当審査会に対する口頭説明において、本件条例第5条第4項で求められている本人に対する通知について、審議会が通知を省略できる場合についての基準を定めた答申第1号の「3 本人以外から個人情報を収集した場合の本人あて通知省略の承認基準」「(1)事務・事業の性質上本人に通知することで、当該事務・事業の適正な実施を困難にすることが明らかな場合」に該当することを理由として、通知を省略したと説明しました。しかし、本件においては異議申立人への通知が事務・事業の適正な実施を困難にすることが明らかとまではいえないため、通知をすることが適切であったと考えます。この点においても、当審査会は、実施機関において、今後、より一層慎重な判断を行うことを求めます。

## 第7 審査の経過

本件異議申立てに係る審査の経過は、次のとおりです。

- 平成22年11月11日 草加市長（以下「諮問実施機関」といいます。）から諮問を受けました。
- 11月12日 諮問実施機関に対して、理由説明書の提出を求めました。
- 11月17日 諮問実施機関から理由説明書が提出されました。
- 11月19日 異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めました。また、口頭による意見陳述を希望するか照会しました。
- 11月22日 審査会の開催に先立ち事前調整を行った結果、インカメラ審査を実施することとなったため、諮問実施機関に対して諮問事案に係る個人情報の提出を求めました。
- 11月25日 諮問実施機関から諮問事案に係る個人情報が提出されました。
- 11月30日 異議申立人から意見書が提出されました。また、口頭意見陳述については希望しない旨の回答がありました。
- 11月30日 諮問実施機関に対して、意見書の写しを送付しました。
- 12月 2日 審査、インカメラ審査の実施
- 12月 2日 諮問実施機関に対し、口頭説明聴取に係る関係職員の出席について依頼しました。
- 12月10日 審査、諮問実施機関から口頭説明の聴取
- 12月13日 諮問実施機関に対して諮問事案に係る関係資料の提出を求めました。
- 12月15日 諮問実施機関から諮問事案に係る関係資料が提出されました。
- 平成23年 1月21日 審査
- 2月 3日 審査

平成23年 2月 7日

草加市情報公開・個人情報保護審査会

会長 右 崎 正 博

委員 大 井 法 子

委員 早 川 和 宏